

千葉県における道路災害への取り組みについて

～令和元年房総半島台風等を経験して～

千葉県県土整備部道路環境課

1. 千葉県の概要

千葉県は首都圏の東側に位置し、太平洋に面した房総半島を県域としており、三方を海に囲まれ、隣接の都県境には江戸川、利根川が流れ、周囲を全て水で囲まれています。また、200～300m級の山々が続く房総丘陵を除き、ほぼ平坦な地形となっております。

産業としては、京葉臨海地域を中心に商工業が盛んであり、温暖な気候と豊かな大地に恵まれていることから、全国有数の農業県でもあります。さらに、周囲に東京湾や太平洋を有しており、さまざまな魚介類が水揚げされるなど、水産業も活発であり、各分野において、バランスがとれています。

2. 県内の道路の現況

本県の道路は、東関東自動車道などの高速自動車国道3路線をはじめ、県内外各地域をネットワークする一般国道20路線、それらと一体となって機能する主要地方道と一般県道315路線、及び、130,388路線からなる市町村道が接続し、道路網を構成しています。

このうち、本県では、300路線、約3,400kmを管理しています。（平成31年3月31日現在）

3. 令和元年の災害について

○被害の概要

令和元年は、9月8日から9日にかけて本県に上陸した房総半島台風（台風第15号）、10月12日に中部、関東、東北地方を縦断した東日本台風（台風第19号）、及び、10月25日の大雨と、連続して多くの災害が発生し、本県にも大きな被害をもたらしました。特に、令和元年房総半島台風は、千葉で最大瞬間風速57.5m/sを記録したのをはじめ、県内の10箇所、これまでの最大瞬間風速の記録が更新されるなど、過去に経験したことのない災害となりました。

この台風により、県内では8万棟（令和3

令和元年房総半島台風による県内の被害状況

人的被害※ ¹	死者（内災害関連死者）		12人（12人）
	重傷者		15人
	軽傷者		76人
住家被害※ ¹	全壊 半壊 一部損壊 床上・床下浸水		82,283棟
道路被害※ ² （県管理道路）	全面通行止め		67箇所
	内 訳	倒木・電柱倒壊	41箇所
		土砂崩れ	8箇所
		その他	18箇所

※1 人的被害・住家被害は、千葉県防災危機管理部発表資料（令和3年1月現在）より

※2 道路被害は、被災当時の箇所数（道路環境課とりまとめ）

年1月現在)をこえる家屋で、損壊や浸水などの被害が発生したことに加え、広範囲で長時間の停電により、最大で約64万軒余りが被害を受け、この停電の復旧に約2週間を要した箇所もありました。

道路の状況について、高速道路において、倒木や枝葉の散乱などにより、県内の殆どの路線で通行止めとなり、また、県管理道路においては、倒木や土砂崩れなどの発生により、67箇所で行き止まりとなるなど、多くの道路利用者に影響を与えました。



県道犬成海士有木線（倒木）



県道大多喜君津線（法面崩落）

令和元年房総半島台風による道路の被害

○道路の復旧について

この暴風に伴い、道路では、南房総地域を中心に、倒木や、倒木に伴う電柱の倒壊が発生し、また、飛来物などの障害物により、多くの箇所で行き止まりとなりました。

県では、災害時の応急復旧等を迅速に行うため、建設業協会と協定を締結しており、建設業協会の協力により、早期の道路啓開に向けて作業にあたりました。

この時、単独の倒木などの障害物の撤去は速やかに進められましたが、電線類が絡む倒木等の除去作業については、時間を要することとなりました。通常、電線が絡む倒木や倒壊した電柱等については、電気の通電による作業の危険性や、電線網への影響等により、道路管理者が独自で除去作業を行うことができず、電線類の管理者に作業を依頼することになります。しかしながら、台風による被害は、同時に広範囲で発生しており、電線類の管理者との連絡も困難であり、また、停電復旧への対応等から、作業にあたる人員も不足している状況でした。このような中で、県としては、電力会社等と、優先して対応する箇所等の調整を行い、市町村管理の道路も含め、道路啓開作業を進めました。



県道富津館山線



国道410号

道路の復旧状況

○倒木等による通行障害への対応について

県では、これらの一連の台風等による被害を受け、道路啓開の迅速化に向けて、令和2年7月に、電力事業者との連携に関する協定を締結しました。この協定では、災害時に、道路管理者と電力事業者が相互に協力して、道路啓開作業等を行うこととし、優先して道路啓開すべき箇所について相互調整を図ることや、電力会社が技術員を派遣することにより、作業の安全を確保した上で、道路管理者においても電線等が絡む道路啓開を行えることとし、新たに各関係機関の連絡体制を確立しました。

また、県では、倒木による被害を未然に防止するため、平時における予防伐採についても、検討を進めているところです。



協定締結式（令和2年7月30日）

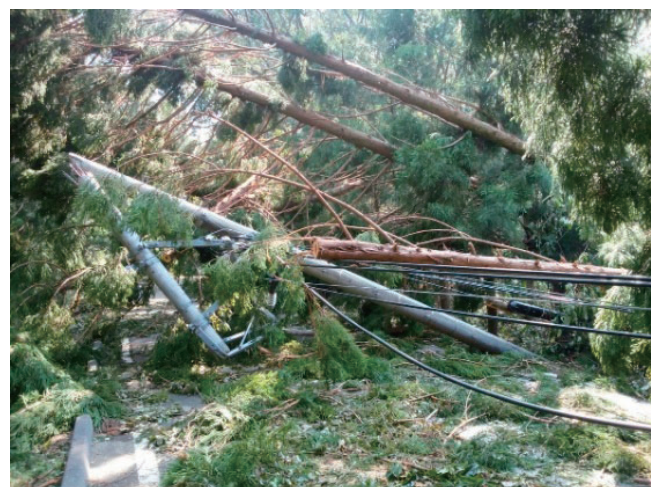
○無電柱化に関する取り組みについて

道路上の電柱や張り巡らされた電線は、街並みの景観を損なうだけではなく、狭い歩道においては、歩行者や車椅子の通行の妨げとなっています。

また、近年頻発している地震や大型台風などの災害時には電柱が倒れ、緊急車両等の通行支障や沿道建物への損傷を与えることがあり、令和元年房総半島台風では、電柱の倒壊や倒木が広域的に発生し、交通機能の阻害や長時間におよぶ停電、通信障害等、甚大な被害を受けたことで、無電柱化の必要性が増しています。



県道館山富浦線



県道久留里鹿野山湊線

令和元年房総半島台風による電柱・電線被害

県では、令和2年3月に「千葉県無電柱化推進計画」を策定し、令和元年房総半島台風の被害も踏まえ、緊急輸送道路や市町村役場、道の駅といった防災拠点へのアクセス道路などの中から約83kmを優先的に整備する区間として選定し、10年間で無電柱化を推進することとしています。それに加え、今後、事業化に向けて取り組んでいく区間として、約151kmの区間も電線管理者と協議を進めています。

無電柱化の推進に関する基本的な方針

方針1【防災】人々が安心して住める災害に強い道路の整備

災害時における安全な避難や迅速な救助活動を行うため、緊急輸送道路および防災拠点へのアクセス道路の無電柱化を推進

《無電柱化を進める道路》

- ① 緊急輸送道路1次路線かつDID区間
- ② 風速28m/s以上の暴風を観測した地域の緊急輸送道路
- ③ 令和元年房総半島台風の倒木等により電柱、電線が被害を受けた緊急輸送道路
- ④ 防災拠点へのアクセス道路

方針2【安全・円滑な交通確保】高齢者や車椅子にやさしい安全で快適な通行空間の確保

バリアフリー重点整備地区および駅周辺や地域拠点周辺での、安全・円滑な交通確保が必要な道路の無電柱化を推進

《無電柱化を進める道路》

- ⑤ バリアフリー化の必要な特定道路

方針3【景観形成・観光振興】景観に配慮した良好な沿道環境の形成

重要伝統的建造物群保存地区をはじめとした主要な観光地において、地域と共生したまちづくりや観光振興に必要な道路の無電柱化を推進

《無電柱化を進める道路》

- ⑥ 重要伝統的建造物群保存地区、日本遺産（北総四都市江戸紀行）

整備前



整備後



無電柱化整備事例（習志野市 県道千葉鎌ヶ谷松戸線）

4. まとめ

本県では、令和元年の一連の台風等により、多くの被害を受けましたが、関係機関やボランティアの方々から多くのご支援やご協力をいただいたことで、復旧活動等を進めるにあたり大きな力となりましたことに、感謝を申し上げます。

道路は、日常の生活や経済活動、また、災害時の救援・物資の輸送など、大きな役割を担う身近な社会基盤インフラであり、道路利用者が安全・安心して快適に通行できる道路ネットワークを確保することは大変重要であると考えています。

県としては、今回の台風等による経験を生かし、今後も、災害時における迅速かつ適切な対応を図るとともに、平時からの道路施設の効果的・効率的な維持管理や、より良い道路環境づくりに努めてまいります。